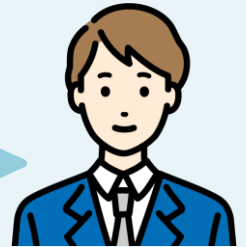


政務活動費 Q & A



政務活動費とはなんですか？

地方自治法に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、交付されるものです。



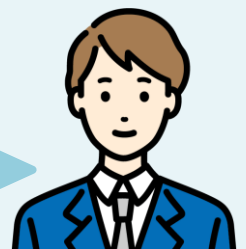
交付額はいくらですか？

政務活動費は、町田市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対して交付されます。金額は1人当たり月額60,000円です。



何に使えますか？

用途基準を定めており、使い道が決められています。会派の調査研究活動、議会活動等について市民に報告し、広報するための費用、調査研究活動及び情報収集等のための費用などに充てることができます。



収支報告書の提出義務はありますか？

会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、当該政務活動費に係る領収書等を添えて議長に提出します。

